

平成26・27年度
公益社団法人岐阜県都市整備協会入札参加資格審査申請書
提出要領(測量・建設コンサルタント等業務)

1. 入札参加資格審査

公益社団法人岐阜県都市整備協会が発注する測量業務や建設コンサルタント業務等の委託契約の入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請を行い、認定を受け、入札参加資格者名簿に登録される必要があります。

2. 入札参加資格申請の要件

入札参加資格審査申請をするには、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 未納の徴収金がないこと。
 - ア 県税の全税目（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付されるものを含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）については未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
 - イ 法人税（個人にあっては申告所得税）並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
 - ウ 本店又は委任先となる支店若しくは営業所等の所在地の市町村税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (2) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 測量の請負にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること。
- (6) 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示718号)第2条第1項の規程による登録を受けていること。
- (7) 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規程による登録を受けていること。
- (8) 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規程による登録を受けていること。
- (9) 入札（見積）、契約等に関する権限を、支店若しくは営業所等に委任する場合には、その支店若しくは営業所等において必要な認可・登録を受けていること。

3. 申請様式及び申請区分

- (1) 申請様式
 - ・ 別記様式1～7に必要事項を記入し、申請してください。
 - ・ 申請は法人又は事業者単位となります。（受任者単位での申請は、受付け出来ません。）
 - ・ 申請書の様式1「本店情報」には、「主たる営業所」の住所等を記載してください。様式2「申請窓口情報」には、本店で入札・契約等を行う場合は、様式1と同じ本店の情報を、支店若しくは営業所等に入札・契約等に関する権限を委任する場合は委任先の情報を記載してください。
- (2) 申請区分
 - ① 新規・更新申請：新規及び更新で入札参加資格の認定を申請するもの。
 - ② 再申請：名簿登載期限切れ等により、再度認定を申請するもの。
 - ③ 業種追加：現に名簿に登録されている業務（部門）以外について、認定を申請するもの。

4. 受付時期

(1) 定期受付

- ① 受付期間
平成26年1月27日（月）～平成26年2月28日（金） まで
- ② 定期受付期間に受付を行う申請区分
定期受付期間中は、新規・更新・再申請の申請を受付します。
なお、業種追加については、定期受付期間中は受付を行いません。
- ③ 申請に係る基準日
申請にあたっては、直近の決算内容に基づき申請してください。
- ④ 名簿登録期間
平成26年4月から平成28年3月末まで

(2) 随時受付

- ① 受付期間
平成26年4月1日（火）～平成28年2月29日（月）
- ② 随時受付期間に受付を行う申請区分
新規・再申請・業種追加の申請を受付します。
- ③ 申請に係る基準日
申請にあたっては、直近の決算内容に基づき申請してください。
- ④ 名簿登録期間
名簿登載月から平成28年3月末まで

5. 申請方法

別紙様式（様式1～7）を記入のうえ、「添付資料送付表」及びその他必要な添付書類と共に持参してください。

6. 変更届及び入札参加資格取下届

(1) 変更届

申請した事項（様式1～3の記載事項）に変更があった場合は、変更届の様式に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。

(2) 入札参加資格取下届

入札参加資格を取り下げの場合には、取下届の様式に必要事項を記入し、送付してください。

〔取り下げの種類〕

- ①業種取下 : 業種単位（測量・建設以外の業務32区分）の資格取り下げを行う場合

7. 申請書提出先及び問い合わせ先

申請書の提出先及び入札参加資格申請に関するお問い合わせ先

〒 500-8384
岐阜県岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎5階
公益社団法人岐阜県都市整備協会 総務課
TEL: 058-274-0080 FAX: 058-274-2772

添付書類等一覧

(1) 新規・更新申請、再申請、業種追加時における添付書類

書 類 名		摘 要
①入札参加資格審査申請書		申請書（様式1～様式7） ※申請書には印（法人：代表者印、個人：事業主印）を押印してください。 ※代理人（行政書士）が代理申請を行う場合は、代理申請者の欄に記載し委任状を添付してください。なお、申請事務担当者の欄は申請者における事務担当者を記載してください。
②現在事項全部証明書 又は身分証明書		（法人） 現在事項全部証明書（写し可） （個人） 市町村長が発行する身分証明書（写し可）
③登録証明書及び 現状報告書	測量業務	- 登録証明書（写し可） - 測量法第55条の8に基づき提出した書類の全部の写し（2年度分） ※登録後、決算期を迎えていない場合は、登録申請書の控えの全部の写しを添付してください。
	地質調査業務	地質調査登録規程第7条の規定に基づき提出した現状報告書の控えで国土交通省の確認印があるものの全部の写し（2年度分） ※登録後、決算期を迎えていない場合は、登録通知書及び登録申請書の控えの写しを添付してください。
	建設〆ガキ外業務	建設〆ガキ外登録規程第7条の規定に基づき提出した現状報告書の控えで国土交通省の確認印があるものの全部の写し（2年度分） ※（追加）登録後、決算期を迎えていない場合は、（追加）登録通知書及び登録申請書の控えの写しを添付してください。
	補償〆ガキ外業務	補償〆ガキ外登録規程第7条の規定に基づき提出した現状報告書の控えで国土交通省の確認印があるものの全部の写し（2年度分） ※（追加）登録後、決算期を迎えていない場合は、（追加）登録通知書及び登録申請書の控えの写しを添付してください。
④ 納税証明書（コピー可） ※国税電子申告・納税システム（e-Tax）による電子納税証明書による場合は、電子申請のファイルアップロード両面に添付して提出してください。		①岐阜県税の完納証明書 ②法人税（個人にあっては申告所得税）並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書（個人：その3の2 法人その3の3） ③本店（入札及び契約等に関する権限を委任する場合は委任先）の所在地における市町村税の完納証明書 ※①については、岐阜県内に事務所があり、岐阜県税の納税義務がある方のみ添付してください。 ※③について、完納証明書が発行されない自治体の場合は、（法人）市民税及び固定資産税の納税証明書（1年分）を添付してください。

⑤使用印鑑届	入札及び契約等に使用する、会社印及び代表者印を押印してください。
⑥委任状	入札及び契約等の権限を委任する場合のみ添付してください。
⑦受任者の身分証明書	入札及び契約等の権限を委任する場合は、受任者の身分証明書を添付してください。（写し可） ※受任者が現在事項証明書に記載されている場合は不要です。
⑧申請代理人への委任状	代理人による申請の場合は、委任状を添付してください。

（注１） ②③④⑦の各種証明書は、申請日３ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

（注２） 業種追加を申請する場合で、申請書に記載する場合実績高や技術者数が、当初申請した時の決算期と異なる時には、既に名簿に登録済みの業種（部門）についても、追加する業種と同じ決算期の実績高や技術者数を申請書に記入するとともに、上記③（登録証明書及び現状報告書等）をそれぞれ添付してください。

（２）変更届提出時における送付書類

- ・申請書には印（法人：代表者印、個人：事業主印）を捺印
- ・委任状（委任状を提出しているもので下表に○がある場合のみ必要）
- ・添付書類（下表のとおり）

変更事項	添付書類	委任状
1 企業情報（本店情報）の変更		
①商号又は名称	現在事項全部証明書（写し可）	○
②主たる営業所の所在地		
③法人の代表者		
④登録番号	登録通知書（写し）	
⑤その他 ・郵便番号・代表者役職 ・電話・FAX番号	添付書類不要 （代表者の役職名が変更となった場合のみ委任状を添付）	○
2 申請窓口（受任者）情報の変更		
①窓口営業所の名称	現在事項全部証明書（写し可） または 各法律又は登録規程に基づき提出した変更届（写し）等変更がわかる書類	○
②窓口営業所の所在地		
③受任者	現在事項全部証明書又は身分証明書（写し可）	○
④その他 ・郵便番号・代表者役職 ・電話・FAX番号	添付書類不要 （代表者の役職名が変更となった場合のみ委任状を添付）	○
3 使用印鑑	使用印鑑変更届（様式１１）	

（注１）登録業種の変更や窓口営業所自体の変更に伴い、名簿に登録されている業種（部門）の登録を有しなくなった場合は、別途「入札参加資格取下届」を提出してください。